

事務事業の概要・計画 (PLAN)

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|------|-------------|-------------------|---|------|---------------------|------|--|--|--|--|--|--|--|
| 事務事業名 | 市税徴収事務 | 会計名称 | 一般会計 | | | | 担当課 | 税務課 | | | | | | | |
| | | 予算科目 | 2 款 2 項 2 目 | 事業番号 | 621 | | 所属長名 | 藤本直紀 | | | | | | | |
| 事業評価の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 評価対象事業 <input type="checkbox"/> 評価対象外事業 (事業の概要・結果のみ) | | | | 担当責任者名 | | 松本宏 | | | | | | | | |
| 法令根拠等 | 国税徴収法・地方税法 | | | | 実施期間 | 【開始】 | 平成 17 年度 | | | | | | | | |
| 総合計画での位置付け | 参画協働推進都市の創造 効率的で透明性の高い行財政運営 | | | | | 【終了】 | 平成 年度(予定) ■ 設定なし | | | | | | | | |
| 総合計画における本事業の役割 | 総合計画の政策を達成するために、自らが行う事務事業の役割を十分に理解し、妥当性・有効性・効率性の観点から点検を行うことにより、必要な事業の実施を行うこととする。 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の対象 | 市税納税義務者 | | | 事業の目的 | 地方税法に基づく督促状の発送、滞納者に対する納付相談、文書・電話・訪問による滞納市税催告、差押・交付要求等の滞納処分等を行うことにより、税制の公平性を保ちながら、税収入の確保に努め、健全な財政運営の推進を図る。 | | | | | | | | | | |
| 事業の内容(整備内容) | 納付相談、文書等催告による自主納付の促進、滞納処分による債権確保により、滞納市税の徴収を図る。 | | | 昨年度の課題に対する具体的な改善策 | 滞納者の財産調査の実施とその結果を踏まえての催告及び納付指導の徹底を図る。 | | | | | | | | | | |

事業活動の内容・成果 (D0)

事務事業評価（CHECK）

| | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------|-----|---|--|---|---|---|--|--|--|
| 新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過） | | | コンビニ収納の導入により、休日窓口での納付件数が減少している。納付相談も含め、休日窓口の開設について検討していく必要がある。愛媛地方税滞納整理機構に移管している案件についても、徴収困難なものが多く実績に繋がっていない。 | | | | | | | |
| 事務事業の評価 | 自己判定～担当責任者（ | 妥当性 | 目的の妥当性 | 5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。 | 5 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | S | 事業成果・工夫した点 | 納稅者の利便性を向上させるため、29年度当初課税に対応したコンビニ収納を開始した。コンビニ収納の利用率は、納付件数の11.1%、納付金額の5.8%であり、納稅者にとって活用しやすいものとなっている。口座振替の利用促進と併せ、期限内納付の徹底と収納率向上に繋げることができた。 | |
| | | | 社会情勢等への対応 | 5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 | 5 | | | 事業の苦労した点・課題 | 税負担の公平性を保つことが最重要であり、滞納者に対しては個々の原因等の把握に努め、滞納指導を強化してきた。例年は、県下一斉の滞納強化月間に集中していた催告状の発送も、今年度は税目毎に早期に発送し、早めの滞納者との納稅相談を行ってきた。財産調査及び滞納処分を適宜行い、市の求めに応じない場合は愛媛地方税滞納整理機構への移管も辞さない。 | |
| | | | 市の関与の妥当性 | 5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 | 5 | | | | | |
| | | 有効性 | 事業の効果 | 5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 | 3 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | B | | | |
| | | | 成果向上の可能性 | 5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 | 3 | | | | | |
| | | | 施策への貢献度 | 5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。 | 3 | | | | | |
| | 一次判定～所属長（ | 効率性 | 手段の最適性 | 5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 | 4 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | A | ■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 収納業務に対応するため | 平成30年度より県との徴収に関する協定を締結することで、相互に協力し、より税負担の公平性を確保することに努める | |
| | | | コスト効率 | 5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 | 3 | | | | | |
| | | | 市民（受益者）負担の適正 | 5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 | 4 | | | | | |
| | | 効率性 | 目的の妥当性 | 5 施策の目的を果たすために必要不可欠な事業である。 4 概ね、施策の目的に沿った事業である。 3 この事業では施策の目的を果たすことができない。 | 5 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | S | 事業の方向性 | 平成30年度より県との徴収に関する協定を締結することで、相互に協力し、より税負担の公平性を確保することに努める | |
| | | | 社会情勢等への対応 | 5 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 4 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 3 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 | 5 | | | | | |
| | | | 市の関与の妥当性 | 5 市が積極的に関与・実施すべき事業である。 4 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 3 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 | 5 | | | | | |
| | | 有効性 | 事業の効果 | 5 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 4 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 3 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。 | 3 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | B | 所属長の課題認識 | 平成30年度より県との徴収に関する協定を締結することで、相互に協力し、より税負担の公平性を確保することに努める | |
| | | | 成果向上の可能性 | 5 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 4 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。 3 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 | 3 | | | | | |
| | | | 施策への貢献度 | 5 施策推進への貢献は多大である。 4 施策推進に向け、効果を認めることができる。 3 施策推進につながっていない。 | 3 | | | | | |
| | 評価 | 効率性 | 手段の最適性 | 5 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 4 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。 3 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 | 4 | 合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D | A | ■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する (判断の理由) 収納業務に対応するため | 平成30年度より県との徴収に関する協定を締結することで、相互に協力し、より税負担の公平性を確保することに努める | |
| | | | コスト効率 | 5 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 4 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。 3 满足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 | 3 | | | | | |
| | | | 市民（受益者）負担の適正 | 5 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 4 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。 3 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。 | 4 | | | | | |

| | | | | |
|---|------------------|-------------------------------------|---|---|
| 施 策 を 踏 ま え た 判 断 | 二 次 判 定 | <input type="checkbox"/> | 一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。 |  指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> | 一次判定結果のとおり事業継続と判断する。 | |
| | | <input type="checkbox"/> | 一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 | |
| | | <input type="checkbox"/> | 一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 | |
| | | <input type="checkbox"/> | 一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 | |
| | | <input type="checkbox"/> | 一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。 | |
| | | <input type="checkbox"/> | 既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。 | |
| | | | | |

| | | |
|------------|------------------|-------|
| 行政評価委員会の答申 | 外 部 評 価 | 答申の内容 |
|------------|------------------|-------|

今後の方向性 (ACTION)

| の経 最 終 者 判 会 議 | 事業の方向性 | コメント欄 | |
|----------------------------------|--------|-------------------------------------|------------------|
| | | <input type="checkbox"/> | さらに重点化する。 |
| | | <input type="checkbox"/> | 現状のまま継続する。 |
| | | <input checked="" type="checkbox"/> | 右記の点を見直しの上、継続する。 |
| | | <input type="checkbox"/> | 事業の縮小を行う。 |
| | | <input type="checkbox"/> | 事業の休止、廃止を行う。 |